

# 看護職の働き方改革



■利用者数：45人（4月時点） ■職員数：看護師 常勤3人、非常勤3人 准看護師 非常勤1人 ■看護職員平均年齢：54.6歳  
 ■看護職員離職率：0%（2021年度）  
 ■今回の主なテーマ：ICTの活用による他職種連携と組織風土の変化

社会福祉法人弘和会は、能登地区で、定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの24事業を9拠点で展開する。同法人の訪問看護ステーションは、輪島市に拠点を置き、約70キロメートル離れた羽咋市にもサテライトを構える。

同法人の定期巡回・随時対応型訪問介護看護では、介護職を中心に、利用者の介護ケアを提供する。看護職は、月1回の定期訪問を行い利用者の状態をアセスメントしてケアの見直しを行う。そのため、日ごろから利用者として接している介護職との情報共有が必要だった。

情報共有を効率化するために、2019年に同法人が導入したのが、スマートフォンやタブレットで訪問記録の記載や閲覧、訪問予定の確認、請求業務の自動集約などが行えるシステム。訪問記録の入力は、主に利用者の担当介護職が行い、記録の閲覧は、担当看護職や介護支援専門員、主治医も可能だ。遠隔地の家族も利用者の様子を共有できる。

## 看介護連携での組織風土の改善

同システムの導入で訪問記録を共有できる仕組みができた一方で、介護職の介護記録に特記事項の記載が少なく、過剰な敬語の使用などがあった。

また、看護職の看護記録には、介護職に読み取れない用語があるなど課題があった。

そこで、課題解決のため、法人内事業所の看護職と介護職にアンケートを実施。アンケートでは「他職種との合同研修が必要」「お互いの立場を尊重するため絶えずコミュニケーションをとること」などの意見が挙がった。

アンケートを受け、同法人の訪問看護ステーションみなぎで管理者を務める中村悦子さんが講師となり、看護職と介護職の合同研修会を開催。看護記録は整理され、他職種がより理解しやすい記載となり、介護職の記録は、特記事項が充実し、正確な作成につながった。

さらに、研修会などを通じて職員間のコミュニケーションが深まったことで、介護職から看護職に気軽に相談ができる職場の雰囲気醸成された。日ごろ介護職が看護職に相談できずに悩んでいる利用者への対応方法や観察項目などの質問にも対応し、組織風土の改善につながった。

## システム導入による業務効率化

定期巡回だけでなく、訪問看護ステーションみなぎでも、21年7月から同システムを導入し、現在は、法人内17カ所の事業所で利用している。

中村さんは「従来、訪問を終えた後、事業所で看護記録を記載しなければならなかったが、離れた別の場所においても記録や確認作業が行える。主治医を含めて情報共有ができ、利用者のニーズにタイムリーに応えることにつながり、業務が効率化できた」と語る。

同法人では、看護職や介護職のスタッフのうち、50歳代以上の職員の割合が半分を超える。これ

までにパソコンでの記録を行ったことがない職員もいたが、法人全体のシステム担当職員からのレクチャーを半日程度受けて、導入を開始。その後は、事業所全体で不明な点を教え合い日々の業務に活用できるようになった。

中村さんは「看護職、介護職は、利用者支援のためチームで動いている。お互いの強みを理解し、敬意を表することが大事。チームの誰一人欠けても成り立たないと思っている。今後は、よりお互いのコミュニケーションを深め、チーム力の強化に取り組みたい」と今後の展望を語る。



スタッフが訪問先でスマートフォンを活用

## Q&A ナースのはたらく時間・相談窓口

**相談** 妻が出産予定の男性看護師です。勤め先の育児休業などの育児と仕事の両立支援制度が、男性の私にも使えるのかが分かりません。

**回答** 改正育児・介護休業法が4月1日に施行され、勤め先、勤め先または配偶者の妊娠・出産を申し出た労働者に対して、育児休業に関する制度や育児休業給付に関するなどを周知した上、休業の取得意向を個別に確認することが義務付けられました。また、10月から父親が子の出生直後に取得する「産後パパ育休」などが始まります。お勤め先に育児と仕事の両立支援制度について説明してもらいましょう。

ナースのはたらく時間・相談窓口  
 hataraku@nurse.or.jp FAX 050-3737-2820

ナースセンターをご活用ください



都道府県看護協会による無料職業紹介事業を行っています。詳細は左記の二次元コード（e ナースセンター）をご覧ください。